西いぶり広域連合議会会議録

———— 第2回定例会

令和3年9月1日開会

令和3年9月1日閉会

西いぶり広域連合議会

令和3年第2回西いぶり広域連合議会定例会審議日程

(会期1日間)

	月日	1	曜	会議区分	会	議	時	間	会	議	内	容
	0 1	-	水	水 本 会 議	14:00~14:30			開会、	会期の決定、	議案の説明、	議案	
	9. 1	L						の議決	:、一般質問、	閉会		

令和3年第2回西いぶり広域連合議会定例会議決結果表

会期 令和3年9月1日(水) (1日)

番号	件名	3	提		出	付託委員会	議	決	結	果
1 金	1	3	年 .	月	日	付託年月日	議	決生	F月	日
議案第 1 号	令和3年度西いぶり広域連合一般	设会計補	3.	9.	1		原	案	可	決
議条第 1 万 	正予算(第3号)			9.			3		9.	1
議案第 2 号	財産取得の件(連帳プリンター)		3.	9.	1		原	案	可	決
 	別性以付り作(理帐ノリンダー)		δ.	9.			3	•	9.	1
認定第 1 号	令和2年度西いぶり広域連合一般	设会計歳	3. 9	9.	1		認			定
	入歳出決算			9.	1		3	•	9.	1
その他会議に	会期の決定						決			定
付した事件							3		9.	1

目 次

第1号(令和3年9月1日)	
議事日程	1
会議に付した事件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
事務局出席職員	1
開会宣告	1
諸般の報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○瀧浪議会事務局長	2
日程第1 会議録署名議員の指名(早川 昇三議員、細川 昭広議員) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
日程第2 会期の決定(9月1日 1日)	2
日程第3 議案第1号、議案第2号、認定第1号(議案説明)	2
○小泉事務管理者 ·····	2
日程第4 一般質問	4
○細川 昭広議員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
閉会宣告	8

令和3年9月1日(水曜日)

第 1 号

令和3年 第2回定例会

西いぶり広域連合議会会議録 第1号

令和3年9月1日(水曜日)

午後 2時00分 開会

午後 2時30分 閉会

〇議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号、議案第2号、認定第

1号

日程第4 一般質問

〇会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 日程第1
- 3 日程第2
- 4 日程第3
- 5 委員会付託省略
- 6 日程第4

〇出席議員(14名)

議長 児 玉 智 明 15番 副議長 阿部正明 14番 1番 板垣正人 五十嵐 篤 雄 2番 3番 森 太郎 真 鍋 盛 男 4番 5番 石 澤 清 司 早川 昇三 7番 8番 細川昭広 常磐井 茂 樹 9番 10番 千 田 文 孝 11番 天神林 美 彦 12番 堀 博 志

13番

〇欠席議員(1名)

6番 木村辰二

〇説明員

広 域 連 合 長 青 山 剛 副広域連合長 小笠原 春 一 副広域連合長 菊 谷 秀 吉 副広域連合長 村 井 洋 一 副広域連合長 田鍋敏也 副広域連合長 真屋敏春 事 務管理者 小泉賢一 代表監查委員 杉 本 久佐男 事 務 局 長 安田智樹 総 務 課 鈴木 長 智 総務課主幹 松下幸稔 総務課主幹 藤谷大生 共同電算室主幹 佐久間 樹

〇事務局出席職員

事 務 長 瀧浪孝行 局 事 田中隆一 議 課 長 長 議 事 係 山下盛弘 書 記 佐藤友泰 書 記 鈴木百々

午後 2時00分 開会

○議長(児玉 智明) ただいまから、令和3 年第2回西いぶり広域連合議会定例会を開会い

辻 浦 義 浩

たします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をさせます。

瀧浪事務局長

○議会事務局長(瀧浪 孝行) 御報告申し上 げます。

今回提案されております案件は、広域連合長提案に関わるもの3件でございます。

次に、地方自治法の規定に基づき、監査委員 からお手元に配付のとおり報告がございました。 次に、議案説明のため、広域連合長ほか関係

以上でございます。

役職員の出席を求めてございます。

諸般の報告

1 地方自治法第235条の2第3項の規定に 基づき、監査委員から提出のあった事件

例月現金出納検査結果報告について(一般会計 令和3年3月分~6月分) 上記のとおり報告します。

令和3年9月1日

西いぶり広域連合議会 議長 児 玉 智 明

○議長(児玉 智明) 日程第1 会議録署名 議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、早川 昇三議員並びに細川 昭広議員を指名いたします。

○議長(児玉 智明) 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日1日とすることに異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) 異議なしと認めますので、会期は1日と決定いたしました。

○議長(児玉 智明) 次は、日程第3 議案 第1号令和3年度西いぶり広域連合一般会計補 正予算(第3号)外2件を一括議題といたしま す。

議案第1号 令和3年度西いぶり広域連合一般 会計補正予算(第3号)

議案第2号 財産取得の件(連帳プリンター) 認定第1号 令和2年度西いぶり広域連合一般 会計歳入歳出決算

○議長(児玉 智明) 提出者の説明を求めます。

小泉事務管理者

○事務管理者(小泉 賢一) ただいま議題となりました各案件につきまして順次御説明申し上げます。

初めに、議案第1号令和3年度西いぶり広域 連合一般会計補正予算(第3号)でございます。 このたびの補正は債務負担行為を設定するも ので、1ページ下段の第1表にございますとお り、洞爺湖町に財務会計システムを導入するた め、令和4年度に3,240万円の限度額を設定 するものでございます。

次に、議案第2号財産取得の件(連帳プリンター)でございます。

本件は、共同電算に関わる連帳プリンター2 台を取得するものでございます。取得価格につ きましては、2,035万円に令和4年度~7年 度の4年間の元金均等年2回払い分の年利0. 1%の利子を加えた額となってございます。な お、契約の相手先でございます北海道市町村備 荒資金組合から令和4年3月末に譲渡の予定で ございます。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第1号令和2年度西いぶり

広域連合一般会計歳入歳出決算につきまして御 説明申し上げます。

令和2年度の予算は、廃棄物中間処理施設の 運転保守管理業務委託と効率的な行政運営を目 指した共同電算事業を柱に、内部経費の節減に 努める中で関係市町からの負担金により編成を いたしたところでございます。

予算の執行状況につきましては、廃棄物中間 処理施設運営会社への補塡措置分委託費の支出 などもありましたが、計画いたしました事業に つきまして、予算計上の目的に沿い執行いたし たところでございます。この結果、18ページ の実質収支に関する調書を御覧いただきたいと 存じます。歳入総額22億5,623万9,000円に対し、歳出総額は22億5,462万6,000円となり、実質収支額は161万3,0000円となってございます。

この主な内容を歳入から御説明させていただきます。 2ページにお戻りいただきたいと存じます。

予算現額と収入済額との比較で、第1款分担金及び負担金では、情報処理費、ごみ処理費で不用額が生じたことなどにより7,143万5,000円の減、第2款使用料及び手数料では、事業系ごみ量が見込みより減少したことなどにより1,316万7,000円の減、第4款財産収入では、アルミ缶及びスチール缶の売払い単価が見込みを上回ったことなどにより、483万6,000円の増、第6款諸収入では、容器包装リサイクル協会からの拠出金があったことなどにより237万1,000円の増となっております。

次に、4ページの歳出でございますが、主に 不用額の面から御説明を申し上げます。

第1款議会費では、委員会視察の中止などに より177万5,000円の不用額、第2款総務 費では、公用車賃借料の入札減や内部経費の節 減により55万7,000円の不用額、第3款情 報処理費では、燃料費調整単価引下げに伴う電気料の減少などにより358万3,000円の不用額、第4款ごみ処理費では、メルトタワーの設備保守管理費で工事内容の精査や工事業者の見直しなどによりコストを削減したことに伴う運営会社への補塡措置分委託費の減少などにより6,267万1,000円の不用額、第8款職員費では、派遣職員の新陳代謝などにより544万2,000円の不用額が生じてございます。

以上が令和2年度一般会計決算の概要でござ います。

なお、19ページ~22ページは財産に関する調書、23ページから令和2年度一般会計決算に係る主要な施策の成果等報告書を添付してございます。予算執行の概要、主要施策の成果概要のほか、主な事務事業に関する決算額及び財源内訳、施設の利用状況等を掲載してございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御認定賜りますようよろしくお願い申し上げ ます。

〇議長(児玉 智明) 質疑を行います。

初めに、議案第1号令和3年度西いぶり広域 連合一般会計補正予算(第3号)について質疑 を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) ないようですので、以上で議案第1号の質疑を終了いたします。

次に、議案第2号財産取得の件(連帳プリンター)について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) ないようですので、以上で議案第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第1号令和2年度西いぶり広域連 合一般会計歳入歳出決算について質疑を行いま す。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) ないようですので、以上で認定第1号の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、委員 会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

これより採決を行います。

最初に、議案第1号令和3年度西いぶり広域 連合一般会計補正予算(第3号)及び議案第2 号財産取得の件(連帳プリンター)の2件を一 括して採決いたします。

議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり 可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

次に、認定第1号令和2年度西いぶり広域連 合一般会計歳入歳出決算を採決いたします。

認定第1号は、認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

○議長(児玉 智明) 次は、日程第4 一般 質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

細川 昭広議員

○8番(細川 昭広)(登壇) 令和3年第2回 西いぶり広域連合議会定例会に当たり、広域連 合の運営に関し通告に従い順次質問いたします。

質問に入る前に、現在猛威を振るう新型コロ ナウイルスの感染が急拡大し、緊急事態宣言の 対象地域が21都道府県、まん延防止等重点措置適用地域が12県となり、災害レベルでの認識が必要とされています。ワクチン接種など対策も進められている中ではありますが、予断を許さない状況は続いております。

このような状況の中、様々な対策を講じることで混乱を乗り越え東京五輪が開催され、現在はパラリンピックが行われており、開催に向けて御尽力されましたアスリート、コーチをはじめ、全ての関係者の方々に対しまして心から感謝とエールを送るものであります。

また、その一方では北海道も緊急事態宣言対象地域となり、西胆振地域にお住まいの方々において感染拡大の不安を抱えながらの生活を余儀なくされており、事業を営まれている方々につきましては長期間に及ぶコロナ対策を講じられている中で不安と疲労が蓄積されていることに加えまして、経済活動への影響も懸念されるところでございます。これらは社会経済活動全体の低迷につながっていくものであり、住民の不安、経済状況、両方の立て直しが急務となっている中、ワクチン接種等の対策が進みコロナ禍を脱却し、一日も早く平穏な日常が戻ってまいりますことを願うものであります。

それでは、質問させていただきます。

第1項は、新中間処理施設建設についてお伺いいたします。

第1点目は、関係市町負担金についてであります。

さきの総務常任委員会におきまして、新中間 処理施設の令和6年10月からの供用開始に向 け、現在設計等を実施している段階であり、今 後の費用負担に関する西いぶり広域連合規約に ついて関係市町数、計画ごみ処理量割の基準年 度などの変更を行うとの報告があったところで あります。関係市町のごみ処理、資源化を担う 施設として処理施設等の整備を実施してからお おむね20年が経過し、今後施設更新や老朽化 対策等を講じなければならないものと考えますが、これらに関する経費負担は関係市町の財政 状況に大きな影響を与えるものであります。

そこで質問です。これらの経費負担について の協議内容について伺います。

第2点目は、災害対策についてであります。

近年、地震や水害など全国的に大きな災害が 頻繁に発生しており、国からも東日本大震災以 降、国土強靱化の観点から平成25年に制定さ れた国土強靱化基本法など大規模自然災害に対 する指針が示されております。また、ごみ処理 におきましても施設が被災してごみ処理が滞っ てしまえば、地域の生活環境や公衆衛生に多大 な影響を与えることになります。

そこで質問です。近年、自然災害が多発している状況下において新中間処理施設建設に当たり、どのような対策を講じてきたか、災害対策について伺います。

3点目は、広域ごみ処理の方向性についてで あります。

新中間処理施設の施設規模は、1日当たりの ごみ処理量が現施設の約3割減となる149ト ンとして計画されております。しかし、日常的 な廃棄物の処理のほかに大地震や今後想定され る有珠山噴火などの大規模な災害が発生した際 には、大量の災害廃棄物が発生することも想定 されます。

そこで質問です。現在計画されている施設規模には、災害時のごみ処理が想定されているのか伺います。

第2項は、現中間処理施設の解体についてお 伺いします。

第1点目は、解体時期と考え方についてであ ります。

新中間処理施設稼働後の現中間処理施設解体 について、その時期と期間についてお伺いいた します。

第2点目は、跡地活用策についてであります。

現施設の解体工事が完了すると一定規模の一 団の土地が更地となるわけですが、世界的に地 球温暖化防止が課題となっている中で廃棄物処 理施設から排出される二酸化炭素についても有 効活用などを視野に入れていくべきものと考え ます。

私が把握している一例として、九州の佐賀市で廃棄物処理施設から排出される二酸化炭素を有効利用している事例がありますが、広域連合としてこのような事業を把握しているのであればこの事業に関してどのような評価をお持ちなのか、また課題についても考えがあればお伺いしたいと思います。

〇議長(児玉 智明) 答弁を求めます。

安田事務局長

○事務局長(安田 智樹) 細川議員の御質問 に順次お答えいたします。

初めに、新中間処理施設建設についてのうち、 第1点目の関係市町負担金についてでございま す。

費用負担に関する協議についてでございますが、令和2年当初から関係市町と協議を進めてきたところでございまして、協議内容につきましては、現行規約の規定が現中間処理施設建設時の関係市町村数や当時の基本構想のごみ処理量となっておりますことから、現在の関係市町数に関する協議や新中間処理施設建設の施設規模に関わる計画ごみ処理量の基準年度などにつきまして協議を実施してきたところでございます。

次に、第2点目の災害対策についてでございますが、新中間処理施設につきましては、大地震に対応できる耐震設計と国や北海道から示されている津波の浸水予測や河川の氾濫予測に対応するため、建設地の地盤レベルを現状よりもかさ上げする整備計画としてございます。

また、災害によってインフラ等が寸断された 場合におきましても、非常用発電設備によって 自力での焼却炉立ち上げを可能とするとともに、 ごみ処理が継続できますようにプラント用水や 薬剤、燃料を7日分貯留できる設備を設置する ことなどで災害に対しまして強靱な施設となる よう計画してございます。

次に、第3点目の災害時のごみ処理対応でございますが、環境省の要請によりまして、大規模災害時の廃棄物処理の平常時からの備えとして災害廃棄物処理計画の策定が各自治体で進められておりまして、当連合におきましても平成30年度に災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の発生量の推計や当連合と構成市町の役割分担などの協力体制を取り決めてございます。

新中間処理施設の施設規模であります1日当たりのごみ処理量149トンには災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物や避難所から発生する災害ごみを約3年間で処理することを含めて設定したものでございます。

次に、現中間処理施設の解体についてでございます。

第1点目の解体時期と期間についてでございますが、現中間処理施設の解体につきましては、交付金の活用要件としまして施設の連続性の観点から新施設稼働の翌年度までに解体に着手する必要がございますし、近隣町会とも新施設稼働後3年以内に解体を行う取決めとなってございますことから、新施設稼働後は速やかに解体工事に着手する予定でございます。また、解体工期につきましては、2年半~3年を見込んでございまして、令和9年度に解体工事を完了する予定でございます。

次に、2点目の解体跡地活用策についてでございますが、お示しのございました佐賀市の清掃工場で行われている二酸化炭素分離回収事業は、回収した二酸化炭素を野菜栽培や藻類培養に活用するなど、温室効果ガス排出削減が図られている事例と認識してございます。

西胆振地域での導入ということになりますと、

二酸化炭素回収後の活用事業者の確保や需要と 供給のバランスを安定させることが課題と考え られますことから、事例調査などを進めていく 必要があるものと認識してございます。

以上でございます。

せていただきます。

〇議長(児玉 智明)細川 昭広議員〇8番(細川 昭広)それでは、再質問をさ

関係市町負担金についてであります。

答弁では、関係市町数に関する協議、新中間 処理施設の施設規模に関わる計画ごみ処理量の 基準年度などについて協議を実施してきたとの ことでしたが、今後新中間処理施設建設に当た って建設工事に附帯する予定事業も多く存在す るものと考えます。予定されている主な事業と 経費についてお伺いいたします。

〇議長(児玉 智明) 安田事務局長

○事務局長(安田 智樹) 新中間処理施設に関しまして、予定している主な事業とその経費についてでございますが、新中間処理施設整備費で約214億4,000万円、同工事に附帯するものといたしまして、新中間処理施設設計及び建設モニタリング経費で約2億3,000万円、送電線工事経費で約1億7,000万円、そして建設した後の運営保守管理費は約149億6,000万円を予定してございます。

以上でございます。

〇議長(児玉 智明) 細川 昭広議員

○8番(細川 昭広) 答弁では、新中間処理 施設整備に伴う経費として約368億円の費用 が必要との見通しでしたが、このほかにも現中 間処理施設の解体費をはじめ、最終処分場やげ んき館ペトトル、リサイクルプラザの老朽化対 策経費などが必要になるものと考えます。本年 の第1回定例会において、これら多額の経費に ついて広域連合として関係市町の負担に関して 財政見通しを本年度中に示すとのことでした。 次年度の予算編成に向けてどの時点で示される のかお伺いいたします。

〇議長(児玉 智明) 安田事務局長

○事務局長(安田 智樹) 関係市町費用負担についての財政見通しの作成時期でございますが、令和元年度にごみ処理費の見通しとしてお示しさせていただいているところでございますが、これに対しましてそれ以降に御報告させていただきました新中間処理施設の整備費用、最終処分場、げんき館ペトトル、リサイクルプラザなどの長寿命化に要する費用、そして現中間処理施設の解体費用などの数値を反映させまして、令和4年第1回定例会までにはお示しさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

〇議長(児玉 智明) 細川 昭広議員

○8番(細川 昭広) それでは災害対策についてでありますが、新中間処理施設が災害に対して強靱な施設として整備されると説明がありましたが、施設が災害に対して強靱であることを生かし、ごみ処理だけでなく災害時の避難所などとしての役割についても期待されるところでございます。災害時の避難所としての活用を検討されているのかお伺いいたします。

〇議長(児玉 智明) 安田事務局長

○事務局長(安田 智樹) 災害時の避難所としての活用についてでございます。

現在室蘭市の指定避難所となっておりますげんき館ペトトルへの電力供給を計画しているところでございます。

また、新中間処理施設におきましても構成市 町等からの要請があった場合は、一時的な避難 所として100名程度の地域住民などの収容を 想定した会議室の開放や携帯電話等の充電スポットの設置などにつきまして建設事業者から提 案があったところでございまして、検討してま いるところでございます。

以上でございます。

〇議長(児玉 智明) 細川 昭広議員

○8番(細川 昭広) 今災害対策についてお 伺いして、避難所としてということでございま したけれども、災害は時間も季節も関係なく起 こるわけでございますので様々な方が少しでも 避難できるように、例えば大型バスが通る可能 性も大いにあるわけですので、バスの観光事業 とかそういったことも踏まえて避難所としての 機能をしっかり検討していただきたいことをお 願いして、次に移ります。

新中間処理施設は、大規模災害時の災害廃棄物処理を見込んだ施設規模として計画されていることは分かりました。しかし、構成5市町だけでなく、近年の胆振東部地震のようにほかの地域のごみ処理が災害廃棄物処理によって逼迫してしまうことも想定されます。広域連合の枠組みを超えた協力が必要になってくるものと考

えられますが、どのような対応を検討されてい

広域ごみ処理の方向性についてであります。

〇議長(児玉 智明) 安田事務局長

るのかお伺いいたします。

○事務局長(安田 智樹) 構成5市町以外の 地域が被災した場合の協力体制でございますが、 現在当連合と構成5市町に登別市と白老町を加 えた8自治体間で災害時の一般廃棄物の円滑な 処理を広域的に行うことを目的に廃棄物処理に 係る相互支援協定を締結しているところでござ います。

また、その他の地域につきましても、当該被 災自治体や国、北海道からの支援要請によりま して施設の余力に応じて協力してまいりたいと 考えてございます。

以上でございます。

〇議長(児玉 智明) 細川 昭広議員

〇8番(細川 昭広) それでは、次に行きます。現中間処理施設の解体についてであります。 令和3年4月に循環型社会形成推進交付金の 解体に関する取扱要領の見直しがありました。 これまで予定していた現施設の解体計画にどの ような影響があるのかお伺いいたします。

〇議長(児玉 智明) 安田事務局長

○事務局長(安田 智樹) 交付金の取扱要領の変更による解体計画への影響でございますが、従前は解体後にごみ処理関連施設を建設することが交付金の交付要件となってございましたが、このたびの取扱要領の変更によりまして解体工事のみでも交付金の対象となることとなりました。そのことから、解体後の土地活用につきましてより幅広い活用の検討が可能になったと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長(児玉 智明) 細川 昭広議員○8番(細川 昭広) それでは、跡地活用策についてお伺いしたいと思います。

跡地の有効活用には、例えば太陽光発電を行う民間事業者に土地を貸し出すことで収益を得ることや、公共が屋外スポーツ施設等を整備し地域住民の健康福祉に寄与するなど、様々な角度からの検討も必要ではないかと考えますが、御見解を伺います。

〇議長(児玉 智明) 小泉事務管理者

○事務管理者(小泉 賢一) 解体後の跡地活用につきまして様々な角度から検討ということでございますが、解体につきましては先ほどお答え申し上げましたように、このたびの国のほうの交付金の取扱要領改正によりまして、これまでのような跡地利用の制限を受けることなく、連続性ということが必要でありますけれども、より幅広い用途での活用の検討になったところでありますので、お話のありました民間による再生可能エネルギーの提供ですとか、あるいは既存施設と一体となったような屋外スポーツ施設、そういったことについても検討の範囲が広がったと考えているところでございます。

今後につきましては、こういったような事業 につきまして、まず民間による事業意向、事業 動向について市場調査を行いまして、そういっ た中でこちらとしても方向づけを図り、できれば各構成市町の費用負担の軽減、そういったものにつながるような跡地利用の活用を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議長(児玉 智明) 細川 昭広議員

○8番(細川 昭広) それでは最後に、答弁 は求めませんが、今回は新施設の建設に合わせ た規約改正とのことでありますが、今後20年 程度を見据えた場合、新中間処理施設の建設・ 運営費などで今後368億円、そのほかにも現 中間処理施設の解体経費、またその他の広域連 合所管施設の老朽化対策経費などを考慮すると 莫大な費用がかかるものと考えます。

一方で、私はそうなってほしくないと思っていますが、今後も右肩下がり社会が続くと考えられられます。西いぶり広域連合の発足から既に20年以上経過しております。この間の社会経済情勢の変化はすさまじいものがあり、今後も関係市町の財政状況は厳しい状況が想定されるところと思います。今後想定される所要経費について様々な観点から徹底的な精査を行い、費用削減に努めていただきたいと申し上げて、質問を終わります。

○議長(児玉 智明) これをもちまして、一 般質問を終了いたします。

○議長(児玉 智明) 以上で、今定例会に提案されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第2回西いぶり 広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 2時30分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、 ここに署名する。

議 長 児 玉 智 明

署名議員 早川昇三

署名議員 細川昭広